

鹿島市スポーツ振興基金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市スポーツ振興基金条例（平成6年条例第7条）及び鹿島市愛野青少年スポーツ振興基金条例（平成10年条例第13号）に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助対象となる者は、鹿島市内に在住、勤務、通学する個人若しくは所在する団体が、市の社会体育振興のため市の代表として九州又は全国大会等の規模（県内開催分を除く。）に出場する者とし、次の各号に該当しなければならない。ただし、当分の間は小・中学校の児童生徒を対象とする。

- (1) 県の予選会を経て、大会に出場する資格を取得した者
- (2) 県等の団体から推薦を得て、大会に出場する資格を取得した者
- (3) 大会出場に当たり、所要経費のうち交通費及び宿泊費等の全部又は一部が自己の負担となる者

(種目)

第3条 補助対象となる種目は、九州又は全国的組織等が主催し、かつ、その活動内容が社会的に広く認められている運動競技をいう。

(補助対象の期間及び人員)

第4条 補助対象となる期間及び人員は、次の各号による。

- (1) 補助の対象となる期間は、大会開催要項等に定められた期間とする。ただし、宿泊を要する場合において、特に必要があると認められるときは、当該期間に一日又は前後にそれぞれ一日を加算することができる。
- (2) 補助対象人員は、大会開催要項等に定めた選手数以内及び監督、コーチ各1名とする。
- (3) 国外大会及び長期に亘る大会の場合は、別途協議するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費については、出発地から開催地までの往復の車賃と宿泊費等の合計額又は大会開催要項等に定められた旅費等の何れかの低い方の額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の1以内の額とする。

- 2 補助対象経費について、割引料金あるいは、参加者に対して補助金等の交付がある場合には、前項の規定に係わらず、補助対象経費の合計額から当該額を控除した額の3分の1以内の額とする。
- 3 前2項の規定に係わらず、当分の間は別表に定める額とする。ただし、前2項の規定を上回るときはこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ振興基金補助金交付申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、スポーツ振興基金補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が終了したときは、1週間以内にスポーツ振興基金補助金にかかる実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、スポーツ振興基金補助金確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、大会終了後に交付するものとする。ただし、大会終了前に交付することが適当と認める場合は、一括又は分割して交付することが出来る。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、申請者に返還を命ずるものとする。

(書類の経由)

第13条 この要綱による市長に提出する書類は、教育委員会を経由するものとする。

附則

この要綱は、平成10年6月30日から施行する。

別 表

	9人まで1人当たり	10人以上
九州大会（九州管内で開催される 全国大会を含む。）	3,000円	30,000円
全国大会	5,000円	50,000円
海外大会 長期大会	別途協議	